

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>第1 序説 1 計画策定の意義 瀬戸内海が、我が國のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。</p>	<p>第1 序説 1 計画策定の趣旨 <u>平成27年10月2日</u>、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(平成27年法律第78号)により、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。)が<u>37年ぶりに大幅改正された</u>。本計画は<u>改正後の「瀬戸内法」において大きく見直された</u>瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念にのっとり、かつ<u>法改正に先立ち政府が変更した</u>「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、兵庫県の区域(「瀬戸内法」第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境の保全に関し、<u>瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため</u>実施すべき施策について定めたものである。 (瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念) 瀬戸内海環境保全特別措置法第2条の2 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が國のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に發揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。</p>	<p>第1 序説 1 計画策定の趣旨 <u>令和3年6月9日</u>、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年法律第59号)により、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。)が<u>37年ぶりに大幅改正された</u>。本計画は<u>改正後の「瀬戸内法」において見直された</u>瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念にのっとり、かつ<u>法改正に先立ち政府が変更した</u>「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、兵庫県の区域(「瀬戸内法」第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境の保全に関し、<u>SDGsの達成にも貢献する「豊かで美しいひょうごの里海づくり」として</u>実施すべき施策について定めたものである。 (瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念) 瀬戸内海環境保全特別措置法第2条の2 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が國のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、<u>気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえ</u>、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に發揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。</p> <p>3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によってこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。</p> <p>なお、これまでの「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」は、廃止する。</p>	<p>2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。</p> <p>3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によってこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。</p> <p>なお、これまでの「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」は、廃止する。</p>
2 計画の性格 この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講すべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。		
3 計画の範囲 この計画は、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等について定める。		
4 計画の期間 この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定期時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の	2 計画の期間 本計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定期時から概ね 5 年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画の見直しを行うものとする。	2 計画の期間 本計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定期時から概ね 5 年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画の見直しを行うものとする。

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。		
<p>第2 計画の目標</p> <p>瀬戸内海は古くから人とのつながりが緊密であり、人と自然が共存してきた海域であるが、高度経済成長期における人口増加、産業集積、埋立てや開発等により、多くの自然海岸や藻場・干潟が消失し、「瀕死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行した。このため、水質の改善を目指して、これまでに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）（以下「水質汚濁防止法」という。）に基づく対策に加え、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）（以下「法」という。）の制定や同法に基づく様々な対策が実施され、人為的な負荷が軽減するなど、一定の成果がみられてきた。これらについて、引き続き対策を進めていくことに加え、海洋プラスチックごみによる汚染、気候変動に伴う影響など、新たに顕在化している課題への対応が必要である。</p> <p>中央環境審議会ではこれらの課題を整理した上で、令和2年3月に、基本的な考え方や施策の方向性を記した「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」を取りまとめた。当該答申では①栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保、②瀬戸内海</p>	<p>第2 計画の目標</p>	<p>第2 計画の目標</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>全体の水環境を評価・管理する制度的基盤、③地域資源の保全・利活用に係る取組の推進、④海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備、の4つの方策（4つの方策は互いに関係し合っており、個別の施策についても同様）を、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じて取り組むこととされている。</p> <p>当該答申のほか令和3年1月に取りまとめられた「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申）」、令和3年6月に成立した「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）」（以下、「改正法」という。）、第5次環境基本計画に示された地域循環共生圏構築やそのための森・里・川・海のつながりに配慮しつつ地域における里海づくりを進めるべく、幅広い主体が、地域の状況に応じた「あるべき姿」を共有し、取組を進める必要がある。この際、令和3年6月に開催されたG7首脳会合の成果文書の一部として合意された「自然協約」に示された内容も踏まえ、当該地域における施策の実施に当たっても、このような国際的な潮流も意識し、価値観を共有して取り組むことが求められる。</p> <p>なお、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標</p>		

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>である「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目指している。目標14に掲げられている、海洋資源の保全のみならず、17の目標4)全てを瀬戸内海地域に当てはめ、諸課題を統合的に捉えることは、「きれいな豊かな瀬戸内海」を実現するための重要な視点である。</p> <p>きれいな豊かな海の確保に向けては、次の1から4に掲げる目標を達成するべく取組を進める必要がある。その際には、これらの取組が相互に関係し合っていること、必ずしもプラスの相乗効果を生み出すものばかりではないことに十分留意することが重要である。なお、新型コロナウイルスの流行により、地域活動の停滞や観光業への影響が深刻であること、気候変動による水温の上昇や降雨の変化の影響範囲や程度については十分解明されていないこと等も踏まえることとする。</p>		
<p>1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保について</p> <p>瀬戸内海の水質は、全体として改善傾向であるが、有害化学物質等の低減や、水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための取組は引き続き維持することとする。</p>	<p><u>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標</u></p> <p>(1) 水質の保全及び管理の推進</p> <p>○従来の「水質保全」の考え方、生物にとって良好な生息環境の保全・再生という観点からの水質管理の考え方方が加わった新たな「水質保全」施策が計画的かつ総合的に講ぜられている</p>	<p>第2 計画の目標</p> <p><u>1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標</u></p> <p>(1) 水質の保全及び管理の推進</p> <p><u>ア 水質の保全及び管理</u></p> <p>○環境基準の達成状況等を踏まえつつ、栄養塩類である窒素及び磷の適切な循環の確保に向けた水質の保全及び管理の取組が進められていること。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>また、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず、これらの課題を同時に解決することが必要な状況である。</p> <p>そのため、改正法により創設された栄養塩類管理制度の活用を始めとする特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を推進していくこととする。なお、海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点、一部の海域において依然として赤潮・貧酸素水塊が発生している点等に留意し、関係者との協議の下、順応的な栄養塩類の管理を効果的かつ機動的に進めるよう配意が必要である。</p> <p>この特定の海域ごとの対策に当たっては、個々の対策の成果の積み重ねが瀬戸内海全体の評価となることに留意し、周辺環境の保全と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を図ることとする。この際、季節ごとの状況の変化、陸域からの影響、更には気候変動による水温上昇等の影響も考慮することが必要である。</p> <p>また、令和3年3月中央環境審議会答申「第9次水質総量削減の在り方について」において、「今後は、水生生物の生息への</p>	<p><u>こと。</u></p> <p>○環境基準を達成した水域について、達成の維持が図られていること。</p> <p>○化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない水域について、達成のための方策等の検討が進められていること。</p> <p>○赤潮及び貧酸素水塊の発生機構の解明が図られるとともに、その発生の人為的要因となるものが極力少なくされていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (7) 海水浴場等の水質の保全 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (1) 水質の保全及び管理の推進 ○海面が清浄に保持され、水質を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊していないこと。 ○水質の調査・監視体制が適切に整備されていること。</p> <p>(2) 生活排水対策の推進 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備や適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策が計画的に進められていること。</p> <p>(4) 有害化学物質等の低減のための対策 環境への有害化学物質等の排出量及び残留量低減のための対策が進められていること。</p> <p>4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標 (1) 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保 地域の実情に応じた適正な栄養塩管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫として、餌生</p>	<p>○環境基準を達成した水域について、達成の維持が図られていること。</p> <p>○化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない水域について、達成のための方策等の検討が進められていること。</p> <p>○赤潮及び貧酸素水塊の発生機構の解明が図られるとともに、その発生の人為的要因となるものが極力少なくされていること。</p> <p>○海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。</p> <p>○海面が清浄に保持され、水質を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊していないこと。 ○水質の調査・監視体制が適切に整備されていること。</p> <p>イ 生活排水対策の推進 ○地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備や適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策が計画的に進められていること。</p> <p>ウ 有害化学物質等の低減のための対策 ○環境への有害化学物質等の排出量及び残留量低減のための対策が進められていること。</p> <p>(2) 栄養塩類管理の推進</p> <p>○地域の実情に応じた適正な栄養塩管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫として、餌生</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>影響等をより直接的に表すことができる指標として追加された底層DOの類型指定を速やかに行い、底層の改善対策を推進していくことが重要」とされていてることにもかんがみ、底層DOと既存の環境基準を併せて活用して、各地域の海域利用の在り方に照らした水環境管理に関する検討や順応的な取組の推進に努めることとする。</p> <p>さらに、生物多様性の恩恵の一つである水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図るとともに、藻場・干潟の保全・創造等を含む必要な環境整備や、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理の一層の推進に努めることとする。</p>	<p>物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様性及び生産性が確保されていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (1)水質の保全及び管理の推進 ○<u>窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要な元素であることから、その適切な濃度の維持が図られていること。</u></p> <p>(3)底質環境の改善 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標(3)底質改善対策・窪地対策の推進 <u>生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。</u></p> <p>○海域利用の実情に応じ、環境との調和に十分配慮しつつ、適切な底質改善が図られていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (3)底質環境の改善 ○<u>貧酸素水塊発生の要因となる窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。</u></p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標④海砂利の採取の禁止 海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。</p>	<p>生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様性及び生産性が確保されていること。</p> <p>○<u>兵庫県栄養塩類管理計画（令和4年10月策定）に基づき、水質目標値（環境の保全と創造に関する条例に基づく下限値以上、環境基準値以下）の達成に向けて、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組むこと。</u></p> <p>(3)底質環境等の改善等 ○<u>大阪湾奥部においては、栄養塩類の偏在や貧酸素水塊等の発生を抑制するため、貧栄養化が進む大阪湾西部海域や播磨灘の漁場においては、底生生物や二枚貝等の発生を促進するため、海底耕うん等の底質改善対策を推進していくこと。</u></p> <p>○海域利用の実情に応じ、環境との調和に十分配慮しつつ、適切な底質改善が図られていること。 ○生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び<u>貧酸素水塊発生の要因となる窪地</u>について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。</p> <p>○<u>貧酸素水塊発生の要因となる窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。</u></p> <p>○<u>海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 <u>(5)油や有害化学物質等による汚染の防止</u> 油や有害化学物質等の流出事故の未然防止措置並びに事故発生時における拡大防止措置及び防除体制整備が図られていること。</p> <p><u>4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標</u> (1)適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保 地域の実情に応じた適正な栄養塩管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫として、餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様性及び生産性が確保されていること。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標 (6)環境配慮型構造物の採用 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に<u>当たっては</u>、自然との共生及び環境との調和に配慮されていること。</p> <p>4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標 (2)資源管理の取組による水産資源の維持・増大 水産動植物の増殖が図られ、科学的な知見に基づく水産資源の適切な保存、管理及び利用が行われていること。</p> <p>(3)有害動植物の駆除等 海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置が講ぜられていること。</p>	<p><u>(4)油や有害化学物質等による汚染の防止</u> ○油や有害化学物質等の流出事故の未然防止措置並びに事故発生時における拡大防止措置及び防除体制整備が図られていること。</p> <p><u>(5)水産資源を含む生物の生息環境の整備等</u> [1 (2) 栄養塩類管理の推進に記載]</p> <p>○海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に<u>あたっては</u>、自然との共生及び環境との調和に配慮されていること。</p> <p><u>○産卵親魚の保護や稚魚の育成を図るための増殖場の造成等が進められていること。</u></p> <p><u>○栽培漁業及び資源管理等の取組による</u>水産動植物の増殖が図られ、科学的な知見に基づく水産資源の適切な保存、管理及び利用が行われていること。 <u>(3)有害動植物の駆除等</u> ○海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置が講ぜられていること。</p>
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文	<u>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標</u>	<u>2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目</u>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>化的景観の保全について</p> <p>湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごとの実情に応じた対策については、栄養塩類をはじめとした水質の管理のほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出、底質の改善等を同時並行で実施するよう努めることとする。</p> <p>また、健全な生態系を保全・再生することで、気候変動対策や防災・減災対策を含む社会課題の解決に貢献する「NbS (Nature-based Solutions: 自然を活用した解決策)」の考え方を踏まえた取組を行うことが重要である。特に、藻場・干潟等にはブルーカーボンとしての役割も期待されることにかんがみ、瀬戸内海地域の藻場・干潟等のCO2の吸収・排出の評価に向けた調査、検討等に着実に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、瀬戸内海地域に成立している優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続き保全を推進することとする。</p> <p>このため、既存の自然の保護地域等における保全状況を定期的に点検し、保護地域等の拡充や保全の質の向上を図ること。沿岸域の環境の保全等の活動については、保全活動への多様な関係者の参画による活性化や、持続可能なツーリズムへの展開等も</p>	<p>(1) <u>藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出</u></p> <p>○水質浄化及び物質循環の機能を有し、<u>魚介類等の</u>水生生物をはじめ、渡来する鳥類も含め多様な生物が生息・生育する場<u>となっており</u>、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしている<u>藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等</u>の浅海域<u>について、水産資源保全上必要な藻場・干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が</u>保全、再生及び創出されていること。</p> <p>(2) <u>自然海浜の保全等</u></p> <p>海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標(1) <u>自然公園等の保全</u></p> <p>○自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として、適正に保全されていること。</p> <p>○自然海岸が現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。</p> <p>(2) <u>緑地等の保全</u></p> <p>保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等に</p>	<p><u>標</u></p> <p>(1) <u>藻場・干潟等の保全、再生及び創出</u></p> <p>○<u>藻場・干潟等の浅海域は、水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類等の</u>水生生物をはじめ、渡来する鳥類も含め多様な生物<u>が</u>の生息・生育する場<u>や採餌場となっており</u>、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしている<u>ことから、保全、再生及び創出されてい</u>ること。</p> <p>○<u>藻場・干潟等は、ブルーカーボンとしての役割が期待されることから、CO2(二酸化炭素)の吸収・排出の評価に向けた調査・研究が進められること。</u></p> <p>○<u>上記以外の藻場・干潟等についても、それが現状より減少することのないようにする等、適正に保全されていること。</u></p> <p>(2) <u>自然海浜等の保全等</u></p> <p><u>ア</u> <u>自然海浜の保全等</u></p> <p>○<u>海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</u></p> <p><u>イ</u> <u>自然公園等の保全</u></p> <p>○<u>自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として、適正に保全されていること。</u></p> <p>○<u>自然海岸が現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>緑地等の保全</u></p> <p>○<u>保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>視野に入れたものとなることが望ましい。今般の改正により新たに指定対象が拡充された自然海浜保全地区については、生物の生息場所の確保のみならず、人々の交流の場、地域による保全活動の場等の新たな視点でも、新規指定の候補地を検討し、保全活動の活性化を促進することとする。</p> <p>(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷土記念物等が適正に保全されていること。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標 (5) 埋立てに関する環境保全に対する配慮 海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第13条第2項に基づく基本方針が適切に運用されていること。 3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標 (5) ツーリズムの推進 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の様々な魅力を活かしたツーリズムが推進され、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図られていること。</p> <p>3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応について きれいで豊かな海の実現、また、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け瀬戸内海地域でも海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ問題に取り組むため、関係府県において</p>	<p>より現状の緑を維持するのみならず、積極的に緑を育てる方向で適正に保護管理されていること。</p> <p>(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷土記念物等が適正に保全されていること。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標 (5) 埋立てに関する環境保全に対する配慮 海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第13条第2項に基づく基本方針が適切に運用され、環境保全に対する配慮されていること。</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標 (4) エコツーリズム等の推進 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の様々な魅力や独自の景観を残している島しょ部などの自然環境を活かしたツーリズムが推進され、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められていること。</p> <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標 (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図られていること。</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標 (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 海面、海中、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。</p> <p>5 基盤的な施策に関する目標</p>	<p>により現状の緑を維持するのみならず、積極的に緑を育てる方向で適正に保護管理されていること。</p> <p>二 史跡、名勝、天然記念物等の保全 ○瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷土記念物等が適正に保全されていること。</p> <p>(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮 海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第13条第2項に基づく基本方針が適切に運用され、環境保全に対する配慮されていること。</p> <p>(4) エコツーリズム等の推進 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の様々な魅力や独自の景観を残している島しょ部などの自然環境を活かしたツーリズムが推進され、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められていること。</p> <p>(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図られていること。</p> <p>3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標 ○海面、海中、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。 ○海岸を有する地域のみならず全ての地域において、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られていること。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>てまずは海洋プラスチックごみ削減に係る取組目標を設定し、これを踏まえて除去、実態把握や発生抑制を行うこととする。</p> <p>更に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）や美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）及び同法に基づく基本方針を踏まえつつ、内陸地域も含め、民間事業者、住民等地域関係者と協働した発生抑制、普及啓発等、取組を進めることとする。</p>	<p>(2)廃棄物の処理施設の整備等 廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切に整備及び確保がされていること。</p>	<p>○廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切に整備及び確保がされていること。</p>
<p>4 気候変動への対応について</p> <p>近年の瀬戸内海において気候変動影響が生じていること及びこれが長期にわたり拡大するおそれがあることにかんがみ、瀬戸内海の環境保全に関する施策において、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要である。特に、気候変動やそれ以外の要因も関連して生じる水質や生物の生息・生育環境等の変化が、生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るために、適応策を検討・推進することとする。また、気候変動の影響も踏まえた栄養塩類と水産資源の関係等について、水温や降雨の状況の変化に伴う陸域からの汚濁負荷の流入の変化も含め、引き続</p>	<p><u>5 基盤的な施策に関する目標</u> (1)環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 <u>瀬戸内海を、水質が良好な状態で維持されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保され、その価値及び機能が最大限に發揮された「豊かで美しい海」とするためのモニタリング、調査・研究及び技術開発が進められていること。</u></p>	<p><u>4 気候変動等への対応に関する目標</u> <u>○気候変動による瀬戸内海の水質等への影響を把握するためのモニタリング、調査・研究及び技術開発が進められていること。</u> <u>○瀬戸内海で既に現れている、または将来予測される気候変動影響に対応するため、「兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和4年3月策定）」に基づき、適応策の取組を推進すること。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
き、調査研究を行っていくこととする。	<p>5 基盤的な施策に関する目標</p> <p>(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進</p> <p>○沿岸地域だけでなく流域に関係する全ての人々に、森から川を経て海に至る環境が一体的なものとして認識され、瀬戸内海の環境の保全について高い意識が持たれていること。また、自らができる取組が積極的に行われていること。</p> <p>○環境保全施策の策定及び推進に当たっては、住民の参画と協働により進められていること。</p> <p>(4) 情報提供、広報の充実</p> <p>瀬戸内海の現状や環境保全の取組についての情報提供、広報が様々な方法によって行われていること。</p> <p>(6) 環境学習・環境教育の推進</p> <p>持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるための学習・教育が推進されていること。</p> <p>(3) 広域的な連携の強化等</p> <p>○環境保全施策の推進のため、広域的な連携の一層の強化が図られていること。</p> <p>○多様な主体の参画により、湾・灘ごとの状況を継続して把握し施策を進めるための仕組みが作られていること。</p>	<p>5 基盤的な施策に関する目標</p> <p>(1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民参加の推進</p> <p>地域団体、関係団体、事業者、行政などが一体となって、県民参加に向けた「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を推進していくこと。</p> <p>(2) 情報提供、広報の充実</p> <p>瀬戸内海の現状や環境保全の取組についての情報提供、広報が様々な方法によって行われていること。</p> <p>(3) 環境学習・環境教育の推進</p> <p>持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるための学習・教育が推進されていること。</p> <p>(4) 広域的な連携の強化等</p> <p>○環境保全施策の推進のため、広域的な連携の一層の強化が図られていること。</p> <p>○多様な主体の参画により、湾・灘ごとの状況を継続して把握し施策を進めるための仕組みが作られていること。</p> <p>(5) 国内外の閉鎖性海域との連携</p> <p>○国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図ること。</p>
第3 基本的な施策	第3 目標達成のための基本的な施策	第3 目標達成のための基本的な施策

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>瀬戸内海における今後の環境保全の方策については、湾・灘ごと、さらには特定の海域ごとに課題が多様化していることから、この解決に当たっては、各々の地域が主体となって、あるべき地域の海の姿を具体的に描き、この実現に向けて検討を行い、対策を講じる必要がある。すなわち、地方自治体をはじめ、地域で活動する環境団体、事業者、研究者等の地元関係者に期待される役割は大きい。</p> <p>一方で、湾・灘によって取り巻く環境の状況等が異なることも考慮し、広域連携の意義が大きいことを踏まえ、国も広域的な見地から、府県域を越えた課題解決に向けて、環境省が中心となり更に関係省庁が連携を深め、取組を推進し、地域の取組が円滑に進むよう積極的に関与していくことが求められる。これには、平成27年の法改正において、地域の関係者の多様な意見を集める場として例示された、湾・灘協議会を活用することも有効と考えられることから、各府県において当該協議会等を設置し、更に、広域的な課題については府県域を越えて連携・協調していくことが望ましい。</p> <p>また、以下に示す施策については、各々の施策同士が、必ずしもプラスの相乗効果を生み出すものばかりではないことから、統合的沿岸管理の観点も踏まえ、</p>		

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>特定の海域、湾・灘、瀬戸内海全体といった空間スケールや時間スケールに応じて、個々の方策を使い分ける必要がある。その上で、各地域が相互に連携し、瀬戸内海という一つの海において、最大限の効果が発揮されるよう調和したものとするべきである。その際、経済、社会及び環境の三側面を調和させる SDGs の視点も重要である。</p> <p>なお、対策の効果について科学的な知見が十分に得られない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的な考え方に基づき、柔軟かつ慎重に取組を推進するものとする。</p> <p>基本的な施策の概要は次のとおりである。</p>		
<p>1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保</p> <p>(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減</p> <p>水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のため、総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等、必要な対策を計画的かつ総合的に講じ、現在の水質が悪化しないよう、現状の取組を継続するものとする。加えて、引き続き、有害化学物質等の低減に努めることとする。さらに、これらの取組と合わせ、生物の生息等に対する</p>	<p><u>2 水質の保全及び管理の推進</u></p> <p>(1) 水質の保全及び管理の推進 ア 湾・灘ごとの取組 〔大阪湾〕</p> <p>○CODは、環境基準の達成を目指すが、発生負荷量が大幅に削減されているにも関わらず改善が見られないことから、調査・研究を推進する。</p> <p>○全窒素、全燐は、環境基準達成を維持しつつ、大阪湾西部において播磨灘及び紀伊水道に準じて順応的な取組を進める。</p>	<p><u>1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保</u></p> <p>(1) 水質の保全及び管理の推進 ア 湾・灘ごとの取組 〔大阪湾〕</p> <p>○湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続する。</p> <p>○化学的酸素要求量(COD)の発生負荷量が大幅に削減されているにも関わらず、環境基準非達成など改善が見られないことから、調査・研究を推進する。</p> <p>○大阪湾奥部においては、赤潮や貧酸素水塊等の発生など、地域特性や季節性を考慮しつつ、局所ごとの課題に対応する。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>直接的な影響を判断できる指標として、底層DOの環境基準が平成28年に定められたことから、今後、類型指定を進めていく必要がある。これらの対策を推進するに当たっては、(2)以降に掲げる下水道等の整備等の施策と合わせ、次の施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>(ア) 産業排水については、総量規制基準の遵守等の観点から、引き続き、現状非悪化に留意し、必要な処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。</p> <p>(イ) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等の活用を通じて化学肥料の使用の低減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。</p> <p>(ウ) 河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。</p>	<p>○取組に当たっては、湾内でも海域によって生じている問題が異なっていることから、湾・灘よりも更に細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮する。</p> <p>〔播磨灘及び紀伊水道〕</p> <p>○CODは、現在の水質が悪化しないように必要な対策を実施する。 また、これまで顕著な改善が見られないことから、陸域からの流入負荷以外の要因について調査・研究を推進する。</p> <p>イ 発生源対策</p> <p>○「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）等に基づき、COD、窒素、燐の排水基準及び総量規制基準の遵守を図る。</p> <p>○COD対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する。</p> <p>○事業者による自主的な環境管理の促進を図る。</p> <p>○養殖漁場の環境悪化を防止するため、「持続的養殖生産確保法」、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の適正化、周辺海域の環境監視等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。</p> <p>○環境創造型農業を推進し、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」等に基づき、化学肥料の使用の低減に努めるとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用</p>	<p>○大阪湾西部海域においては、全窒素、全燐の環境基準達成を維持しつつ、「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。</p> <p>〔播磨灘及び紀伊水道〕</p> <p>○現在の水質から悪化させないための必要な対策を実施する。 ○CODの顕著な改善が見られないことから、陸域からの流入負荷以外の要因について調査・研究を推進する。</p> <p>○「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき、全窒素、全燐の環境基準達成を維持しつつ、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。</p> <p>イ 発生源対策</p> <p>○「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）等に基づき、COD、窒素、燐の排水基準及び総量規制基準の遵守を図る。</p> <p>○COD対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する。</p> <p>○事業者による自主的な環境管理の促進を図る。</p> <p>○養殖漁場の環境悪化を防止するため、「持続的養殖生産確保法」、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の適正化、周辺海域の環境監視等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。</p> <p>○環境創造型農業を推進し、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」等に基づき、化学肥料の使用の低減に努めるとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>を促進する。</p> <p>ウ その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川等の自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。 ○「水濁法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に基づく常時監視に加え、広域総合水質調査、浅海定線調査、漁場環境調査等、瀬戸内海の環境を把握するための調査を実施する。 ○<u>海域における底層溶存酸素量（底層DO）等の連続測定体制の整備を推進する。</u> ○指定地域内事業場の汚濁負荷量を的確に把握する。 ○発生源別汚濁負荷量、流域別汚濁負荷量の現状値、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に管理するための水質管理システムの充実を図る。 ○赤潮による漁業被害を未然に防止するため、<u>監視通報体制を整備する。</u> ○赤潮・貧酸素水塊の発生メカニズムの解明及びそれらの防除技術の向上に向けた調査・研究を推進する。 ○「3 自然景観及び文化的景観の保全」の「(4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進」に掲げる漂流ごみ対策を推進する。 <p>2 水質の保全及び管理の推進</p> <p>(2)生活排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>生活排水処理率が低い地域について、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。</u> ○既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対策を推進する。 	<p>を促進する。</p> <p>ウ その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川等の自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。 ○「水濁法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に基づく常時監視に加え、広域総合水質調査、浅海定線調査、漁場環境調査等、瀬戸内海の環境を把握するための調査を実施する。 ○<u>海域における底層溶存酸素量（底層DO）や有機物等の分解等について調査・研究を推進する。等の連続測定体制の整備を推進する。</u> ○指定地域内事業場の汚濁負荷量を的確に把握する。 ○発生源別汚濁負荷量、流域別汚濁負荷量の現状値、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に管理するための水質管理システムの充実を図る。 ○赤潮による漁業被害を未然に防止するため、<u>監視通報体制を適切に運用する。</u> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 4 (1) 監視測定の充実、調査研究等の推進に同様の内容を記載 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 3 (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進に同様の内容を記載 </div> <p><u>二 生活排水対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>生活排水処理率が低い地域について、「生活排水処理計画」に基づき、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。</u> ○既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対策を推進する。

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>2 水質の保全及び管理の推進</p> <p>(4) 有害化学物質等の低減のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を進める。 ○「水濁法」及び「ダイオキシン法」の適切な運用を図り、有害化学物質等の排出量の低減を図る。 ○海域及び河川において底質調査を実施し、水銀またはポリ塩化ビフェニル（PCB）が国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を実施する。 ○国内で使用されている化学物質は数万種類あるが、そのほとんどは排出基準が未設定であることから、予防原則に基づき、排出基準が定まっていない残留性、毒性等が高い化学物質の検出状況（経年変化、季節変動）を把握し、必要な措置を講ずる。 <p>2 水質の保全及び管理の推進に関する目標</p> <p>(7) 海水浴場等の水質の保全</p> <p>海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するよう努める。</p>	<p>オ 有害化学物質等の低減のための対策</p> <p>○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を進める。</p> <p>○「水濁法」及び「ダイオキシン法」の適切な運用を図り、有害化学物質等の排出量の低減を図る。</p> <p>○海域及び河川において底質調査を実施し、水銀またはポリ塩化ビフェニル（PCB）が国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を実施する。</p> <p>○国内で使用されている化学物質は数万種類あるが、そのほとんどは排出基準が未設定であることから、予防原則に基づき、排出基準が定まっていない残留性、毒性等が高い化学物質の検出状況（経年変化、季節変動）を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>カ 海水浴場等の水質の保全</p> <p>○海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するよう努める。</p>
<p>(2) 下水道等の整備の促進等</p> <p>瀬戸内海の特性等にかんがみ、水質総量削減制度の実施、富栄養化対策の推進等の観点から、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティープラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設の整備について促進に努めるものとする。</p> <p>さらに、地域の状況にかんがみ、</p>	<p>2 水質の保全及び管理の推進</p> <p>(2) 生活排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活排水処理率が低い地域について、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。 ○既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対策を推進する。 	<p style="text-align: center;">1 (1) 水質の保全及び管理の推進 に記載</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>必要な場合は窒素及び燐の除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。</p> <p>一方で、必要な地域においては、地域合意を踏まえ、環境基準の達成状況に配意しつつ、施設の季節別運転を行い、順応的アプローチによる管理を進めることも必要である。</p>		
<p>(5)栄養塩類の管理等</p> <p>生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、改正法により創設された、「栄養塩類管理制度」も活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行うこととする。</p> <p>同時に、周辺環境の保全と調和・両立を前提に、一部の海域への栄養塩類供給及び藻場・干潟等の再生・創造等により、地域ごとのニーズに応じた、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとする。</p> <p>また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明等を更に進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足によるノリの色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案</p>	<p><u>2 水質の保全及び管理の推進</u></p> <p>(1)水質の保全及び管理の推進 〔播磨灘及び紀伊水道〕</p> <p>○全窒素、全燐は、その環境基準達成を維持しつつ、<u>湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じ、下水処理場の栄養塩管理運転などのきめ細い水質管理の取組を、その影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</u></p> <p>4 水産資源の持続的な利用の確保</p> <p>(1)適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保</p> <p>ア 適正な栄養塩管理</p> <p>○<u>漁業者と農業者等が連携して行う</u>、かいぼり等の取組の継続・拡大を推進する。</p> <p>4 (1)適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保</p> <p>ア 適正な栄養塩管理</p> <p>○<u>生物の多様性及び生産性の確保の重要性にかんがみ、当該海域の利用の実情を踏まえ、下水処理場において季節別や地先別で処理水の水質管理をより柔軟に行う栄養塩管理運転など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細い水質管理の取組を、その影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</u></p>	<p><u>(2)栄養塩類管理の推進</u></p> <p>○全窒素、全燐濃度の環境基準達成を維持しつつ、<u>生物の多様性及び生産性の確保の重要性にかんがみ、当該海域の利用の実情を踏まえ、「兵庫県栄養塩類管理制度」に基づき、工場・事業場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。</u></p> <p>○<u>海底耕うん</u>、かいぼり等の取組の継続・拡大を推進する。</p> <p>○<u>兵庫県環境審議会及び湾灘協議会に、定期的に水質の状況等について報告するとともに、栄養塩類増加措置実施者に工場、事業場を追加するなど、必要に応じて、兵庫県栄養塩類管理制度」を見直す。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
し、より効果的に取り組んでいくものとする。		
(3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善を講ずることも重要である。底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。栄養塩類の偏在や底質からの過剰な窒素及び燐の溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ推進するものとする。その際、場所ごとに立地特性や海域利用の実態等の条件が異なること、季節性を考慮した対策が必要な場合もあることに留意した対策が求められる。また、海砂等の採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを推進するものとする。	<p>2 水質の保全及び管理の推進 (3) 底質環境の改善</p> <p>○水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、海域利用の実情に応じて、浚渫、覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策と水質保全対策を組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を実施するよう努める。</p> <p>○深掘り跡の埋め戻しを行う場合、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。</p> <p>航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を積極的に有効活用する取組を推進する。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出 (3) 底質改善対策・窪地対策の推進</p> <p>○底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域において、浚渫や敷砂、海底耕耘等、改善に向けた対策を推進する。</p> <p>○航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を底質改善対策等において積極的に有効活用する取組を推進する。</p> <p>○窪地対策のために、深掘り跡の埋め戻しを行う場合においては、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出 (4) 海砂利の採取の禁止</p> <p>「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。</p>	<p>(3) 底質環境等の改善等</p> <p>○水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、海域利用の実情に応じて、浚渫、覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策と水質保全対策を組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を実施するよう努める。</p> <p>○深掘り跡の埋め戻しを行う場合、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。</p> <p>○航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を積極的に有効活用する取組を推進する。</p> <p>○底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域において、浚渫や敷砂、海底耕耘等、改善に向けた対策を推進する。</p> <p>○航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を底質改善対策等において積極的に有効活用する取組を推進する。</p> <p>○窪地対策のために、深掘り跡の埋め戻しを行う場合においては、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。</p> <p>○「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。これらの取組は、生物の生息・生育環境を維持・回復することが、生態系を活用した防災・減災にも通ずるものであることに留意する必要がある。</p> <p>なお、実施することが効果的な場所においては、海底耕耘等の対策も必要である。</p>		
<p>(4) 油等による汚染の防止</p> <p>瀬戸内海は閉鎖性海域であり、大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るためにコンビナート等の保安体制の整備、海難の防止のための指導取締りの強化等必要な措置を講ずるものとする。また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、油回収船、オイルフェンス等の防除資材の配備等により排出油防除体制の整備を図るものとする。</p> <p>この他、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況の評価にも資するべく、引き続き、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。</p>	<p>2 水質の保全及び管理の推進</p> <p>(5) 油や有害化学物質等による汚染の防止</p> <p>ア 船舶及び陸上からの油等の流出防止及び廃油処理施設の整備</p> <p>船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)、「港則法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水濁法」に基づく規制の徹底と監視取締まりの強化を図る。</p> <p>また、必要に応じて廃油処理施設の設置等を図る。</p> <p>イ 事故による海洋汚染の未然防止</p> <p>○事故による海洋汚染を未然に防止するため、「消防法」及び「石油コンビナート等災害防止法」(以下「石災法」という。)に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図る。</p> <p>○兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一体的な防災活動等の適切な運営を促進する。</p> <p>○船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、「海上交通安全法」及び「港則法」等に</p>	<p>(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止</p> <p>ア 船舶及び陸上からの油等の流出防止及び廃油処理施設の整備</p> <p>船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)、「港則法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水濁法」に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。</p> <p>また、必要に応じて廃油処理施設の設置等を図る。</p> <p>イ 事故による海洋汚染の未然防止</p> <p>○事故による海洋汚染を未然に防止するため、「消防法」及び「石油コンビナート等災害防止法」(以下「石災法」という。)に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図る。</p> <p>○兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一体的な防災活動等の適切な運営を促進する。</p> <p>○船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、「海上交通安全法」及び「港則法」等に</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海上交通の安全のための施設の整備を促進する。 <p>ウ 排出油等防除体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排出油等の流出拡大を防ぐため、「海防法」及び「石災法」に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置及び消火薬剤や油処理剤等の備付け義務の徹底と自主設置の促進を図る。 ○「水濁法」に基づく事故防止及び事故時の措置の徹底を図る。 ○流出油等を速やかに回収するため、神戸港等2箇所に整備されている油回収船の高度の活用を図る。 ○海上災害発生時に油等の防除等を行う海上災害防止センターの活用を図る。 ○「大阪湾播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。 ○油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。 <p>エ 環境保全対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。 ○環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査・研究を推進する。 ○油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。 	<p>基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海上交通の安全のための施設の整備を促進する。 <p>ウ 排出油等防除体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排出油等の流出拡大を防ぐため、「海防法」及び「石災法」に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置及び消火薬剤や油処理剤等の備付け義務の徹底と自主設置の促進を図る。 ○「水濁法」に基づく事故防止及び事故時の措置の徹底を図る。 ○流出油等を速やかに回収するため、神戸港等2箇所に整備されている油回収船の高度の活用を図る。 ○海上災害発生時に油等の防除等を行う海上災害防止センターの活用を図る。 ○「大阪湾播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。 ○油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。 <p>エ 環境保全対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。 ○環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査・研究を推進する。 ○油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。
(5)栄養塩類の管理等 生物多様性・生物生産性の確保		<p>[1 (2)栄養塩類管理の推進に記載]</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>の重要性にかんがみ、改正法により創設された、「栄養塩類管理制度」も活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行うこととする。同時に、周辺環境の保全と調和・両立を前提に、一部の海域への栄養塩類供給及び藻場・干潟等の再生・創造等により、地域ごとのニーズに応じた、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとする。</p> <p>また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明等を更に進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足によるノリの色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案し、より効果的に取り組んでいくものとする。</p>		
<p>(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等</p> <p>藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、仔稚魚の生育等の資源再生殖の場、有機物の分解による水質の浄化、ブルーカーボン等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造等に努めるものとする。</p>	<p>4 水産資源の持続的な利用の確保</p> <p>(1) 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保</p> <p>ア 適正な栄養塩管理</p> <p>○生物の多様性及び生産性の確保の重要性にかんがみ、当該海域の利用の実情を踏まえ、下水処理場において季節別や地先別で処理水の水質管理をより柔軟に行う栄養塩管理運転など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細い水質管理の取組を、その影響を調査・研究</p>	<p>(5) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等</p> <p>1 (2) 栄養塩類管理の推進に同様の内容を記載</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>また、水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意し、必要に応じて対策を行うものとする。</p> <p>さらに、水産資源の管理措置については、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、地域の関係者として遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるよう努めるものとする。</p>	<p>しながら順応的に実施する。</p> <p>○漁業者と農業者等が連携して行う、かいぼり等の取組の継続・拡大を推進する。</p> <p>イ 海域のモニタリングと水産資源への影響に関する調査・研究</p> <p>○アの取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</p> <p>○水産資源を持続的に利用するために必要な栄養塩環境を把握するための調査・研究を行う。</p> <p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出</p> <p><u>(6) 環境配慮型構造物の採用</u></p> <p>○新たな護岸等の整備時及び既存の護岸等の補修・更新時には、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境への配慮を行う。</p> <p><u>○海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努める。</u></p> <p>4 水産資源の持続的な利用の確保</p> <p>(1)適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保</p> <p>ウ 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出</p> <p>魚介類の生息の場や産卵、幼稚魚育成の場として重要な沿岸域の環境を保全、再生及び創出するため、「1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出」の「(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出」に掲げる取組を実施する。</p> <p>エ 底質改善対策</p> <p>底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域において、浚渫や敷砂、海底耕耘等、改善に向けた対策を推進する。</p>	<p>ながら順応的に実施する。</p> <p>○漁業者と農業者等が連携して行う、かいぼり等の取組の継続・拡大を推進する。</p> <p>イ 海域のモニタリングと水産資源への影響に関する調査・研究</p> <p>○アの取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</p> <p>○水産資源を持続的に利用するために必要な栄養塩環境を把握するための調査・研究を行う。</p> <p>ア 環境配慮型構造物の採用</p> <p>○新たな護岸等の整備及び既存の護岸等の補修・更新時には、施工性、経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用し、周辺水域における良好な生物の生息・生育環境の維持・回復を図る。</p> <p>2 (1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出に同様の内容を記載</p> <p>1 (3) 底質環境等の改善等に同様の内容を記載</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>オ 環境配慮型構造物の採用 新たな護岸等の整備時及び既存の護岸等の補修・更新時には、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境への配慮を行う。</p> <p>(2)資源管理の取組による水産資源の維持・増大 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出 (1)藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出 ○水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施する。</p> <p>4 水産資源の持続的な利用の確保 ○「兵庫県栽培漁業基本計画」に基づき、種苗の生産に取り組む。</p> <p>○生産した種苗を漁場整備開発事業で整備した増殖場を含めた生息適地に放流するなどの効果的な栽培漁業を実施する。 ○行政、研究機関、漁業者が連携し、水産資源の調査・分析を行う。</p> <p>○イカナゴの漁獲サイズや操業期間の設定、小型底びき網漁業でのバックフィッシュ運動や休漁日の設定等の資源管理による水産資源の維持・増大に取り組むとともに、漁業の担い手の育成により、将来にわたる適正な利用を図る。</p> <p>(3)有害動植物の駆除等 大量発生により漁船漁業等の支障となるクラゲやヒトデ、食害により二枚貝に漁業被害をもたらすツメタガイ等の駆除等を進め、生物の多</p>	<p>1 (5)生物の生息環境の整備等に同様の内容を記載</p> <p>イ 栽培漁業及び資源管理等の取組による水産資源の維持・増大</p> <p>○水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施する。</p> <p>○「兵庫県栽培漁業基本計画」に基づき、豊かな海の再生に向けて資源管理等と連携を図りつつ、豊かな海再生種苗として位置づけるマナマコやクマエビをはじめとする種苗の生産・放流を実施する。 ○生産した種苗を漁場整備開発事業で整備した増殖場を含めた生息適地に放流するなどの効果的な栽培漁業を推進する。 ○行政、研究機関、漁業者が連携し、水産資源の調査・分析を行い、公的管理に基づく資源管理を進める。 ○イカナゴの漁獲サイズや操業期間の設定、小型底びき網漁業でのバックフィッシュ運動や休漁日の設定等の漁業者の自主的な資源管理による水産資源の維持・増大とともに、漁業の担い手の育成により、将来にわたる適正な水産資源の利用を図る。 ○遊漁者、一般県民等に対し、資源管理措置や種苗放流の効果を積極的に発信し、理解の醸成を図る。</p> <p>○大量発生により漁船漁業等の支障となるクラゲやヒトデ、食害により二枚貝に漁業被害をもたらすナルトビエイ等の駆除等を進め、生物</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全 (1)自然海浜等の保全等 沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置を講ずるものとする。とりわけ藻場・干潟等については、1(6)にある様々な役割にも留意し、自然海浜保全地区制度の活用も含め、保全・再生・創出の取組を推進するものとする。また、継続的な観察、モニタリング等により、生物の生息・生育場所としての機能の確認や、CO₂ 吸収量の算定や精査にも貢献するものとする。 瀬戸内海の沿岸域は、開発等により、自然海岸が減少し、既に海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、残された自然環境の保全について、特に慎重に配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するものとする。 これらの対策を推進するに当たっては、(2)以降に掲げる環境整備等の施策と合わせ、次の施策を総合的に講ずるものとする。 なお、このような人工的に改変された海岸線を有する海域の環境改善に当たっては、海藻類の着生等を促進する機能を有する構造物や、底生生物や仔稚魚な</p>	<p>様性及び生産性の確保に努める。</p> <p><u>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出</u> <u>(1)藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出</u> ○藻場・干潟保全のため、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定されている水域及び「瀬戸内海漁業取締規則」に基づき藻場等におけるひき網漁業禁止区域に指定されている水域の藻場、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づき国指定鳥獣保護区(特別保護地区)に指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図る。 また、国指定鳥獣保護区(特別保護地区)については適宜指定の見直し、区域の変更等を行う。 ○瀬戸内海国立公園内の藻場・干潟は、「自然公園法」に基づき、その優れた景観を維持し、適切に保護する。必要に応じ、公園内で特に重要な海域を海域公園地区として指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置の強化に努める。 <u>○上記以外の藻場・干潟等についても、それが現状より減少することのないようにする等、適正に保全するよう努める。</u> ○藻場・干潟等の保全に止まらず、関係機関が連携し、航路や河川の浚渫土砂等を積極的に活用し、浅場等の造成等を計画的に実施する。 ○陸域から海域への砂の供給について研究に努める。 ○水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施する。 <u>○開発等に伴い失われた藻場・干潟等については、良好な環境を回復させる観点から、再生・</u></p>	<p>の多様性及び生産性の確保に努める。</p> <p><u>2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全</u> <u>(1)藻場・干潟等の保全、再生及び創出</u> ○藻場・干潟等の保全のため、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定されている水域及び「瀬戸内海漁業取締規則」に基づき藻場等におけるひき網漁業禁止区域に指定されている水域の藻場、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づき国指定鳥獣保護区(特別保護地区)に指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図る。 また、国指定鳥獣保護区(特別保護地区)については適宜指定の見直し、区域の変更等を行う。 ○瀬戸内海国立公園内の藻場・干潟は、「自然公園法」に基づき、その優れた景観を維持し、適切に保護する。必要に応じ、公園内で特に重要な海域を海域公園地区として指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置の強化に努める。 <u>○上記以外の藻場・干潟等についても、それが現状より減少することのないようにする等、適正に保全するよう努める。</u> ○藻場・干潟等の保全に止まらず、関係機関が連携し、航路や河川の浚渫土砂等を積極的に活用し、浅場等の造成等を計画的に実施する。 ○陸域から海域への砂の供給について研究に努める。</p> <p style="text-align: center;">〔 1 (5)生物の生息環境の整備等に記載 〕</p> <p><u>○開発等に伴い失われた藻場・干潟等を回復させるため、地域団体等が行う藻場・干潟等の保</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>どの水生生物を引き寄せる構造物の設置が有効な場合もあることから、これらの積極的な活用を検討する必要がある。</p> <p>(7) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園等の保護地域制度を用いて適正な保全を図るものとする。また、このような保護地域と同等の自然の価値を有するエリアについて、関係者と調整の上、その態様に応じ、必要な保全策を講ずるものとする。なお、取り得る保全策が複数存在する場合には、相互に連携・調和し、制度として補完し合うこととする。</p> <p>(8) 海水浴、潮干狩り、海釣り等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で維持・管理され、また、適切な利用を確保するものとする。また、個別海域の特性に応じ、必要な場合には、国の排水基準の設定されていない項目について、措置を講ずるものとする。</p> <p>(9) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的に</p>	<p><u>創出するよう努める。</u></p> <p>○移植等によって藻場等の再生・創出に取り組む場合には、遺伝的な攪乱がおきないよう留意する。 <u>○他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質、生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その情報収集に努める。</u></p>	<p><u>全・再生・創出における活動に対して支援する。</u></p> <p>○移植等によって藻場等の再生・創出に取り組む場合には、遺伝的な攪乱がおきないよう留意し、<u>する。</u> ○他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質、生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その情報収集に努める。</p> <p><u>○学識者、地域団体、事業者、行政等からなる連絡会議を設置して、藻場等の増大、CO₂吸収・固定量の算定、クレジット認証・取引など、藻場再生によるブルーカーボンクレジットの創出を促進する。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>これを育てる方向で適正に保護管理するものとする。</p> <p>(イ)瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されることが望ましい。また、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畠、街並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。</p>		
	<p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出 (2) 自然海浜の保全等 ア 規制の徹底と指導、取締りの強化 ○海水浴場等に利用されている自然海浜について、必要に応じ「環境の保全と創造に関する条例」（以下「県環境保全条例」という。）に基づき自然海浜保全地区として指定し、同条例の適切な運用により保全する。 ○「自然公園法」、「都市計画法」、「都市緑地法」、「都市公園法」、「鳥獣保護管理法」、「森林法」、「県環境保全条例」等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜について、当該法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。 ○上記以外の自然海浜については、その利用に好適な状態で保全されるよう努める。</p> <p>イ 養浜等による海浜環境の整備 養浜等により、自然とのふれあい等の場としての海浜環境の整備に努める。</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全 (1) 自然公園等の保全 ○自然景観の核心的地域である「自然公園法」</p>	<p>(2) 自然海浜の保全等 ア 規制の徹底と指導、取締りの強化 ○海水浴場等に利用されている自然海浜について、必要に応じ「環境の保全と創造に関する条例」（以下「県環境保全条例」という。）に基づき自然海浜保全地区として指定し、同条例の適切な運用により保全する。 ○「自然公園法」、「都市計画法」、「都市緑地法」、「都市公園法」、「鳥獣保護管理法」、「森林法」、「県環境保全条例」等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜について、当該法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。 ○上記以外の自然海浜については、その利用に好適な状態で保全されるよう努める。</p> <p>イ 養浜等による海浜環境の整備 養浜等により、自然とのふれあい等の場としての海浜環境の整備に努める。</p> <p>カ 自然公園等の保全 ○自然景観の核心的地域である「自然公園法」</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>に基づく瀬戸内海国立公園、「兵庫県立自然公園条例」に基づく県立自然公園、「県環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正に推進する。 ○必要に応じ、自然公園等の区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保護に努める。 <p>3 自然景観及び文化的景観の保全</p> <p><u>(2) 緑地等の保全</u></p> <p><u>ア 良好的な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、「森林法」に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。 ○「採石法」及び「砂利採取法」に基づく採取計画の認可及び「海岸法」に基づく許可に際して、緑地等の保全に十分配慮する。 ○「県環境保全条例」に基づく「土石採取等遵守基準」に基づき、土石採取跡地の緑化を指導する。 ○「森林病害虫等防除法」に基づき、保安林等公益的機能の高い森林等は森林病害虫を防除して、その保護に努める。 <p><u>イ 沿岸都市地域における緑地の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県及び市町における都市公園事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進する。 ○「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「都市計画法」に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。 	<p>に基づく瀬戸内海国立公園、「兵庫県立自然公園条例」に基づく県立自然公園、「県環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正に推進する。 ○必要に応じ、自然公園等の区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保護に努める。 <p><u>二 緑地等の保全</u></p> <p>○良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、「森林法」に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「採石法」及び「砂利採取法」に基づく採取計画の認可及び「海岸法」に基づく許可に際して、緑地等の保全に十分配慮する。 ○「県環境保全条例」に基づく「土石採取等遵守基準」に基づき、土石採取跡地の緑化を指導する。 ○「森林病害虫等防除法」に基づき、保安林等公益的機能の高い森林等は森林病害虫を防除して、その保護に努める。 <p>○県及び市町における都市公園事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「都市計画法」に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
	<p>○県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業により都市地域における緑地の創出を図る。</p> <p><u>ウ 緑化修景措置</u></p> <p>○開発等によりやむを得ず緑が減少する場合、これを極力回復するよう努める。</p> <p>○「都市計画法」に基づく開発許可基準に即した公園緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導する。</p> <p>○「都市緑地法」による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。</p> <p>○「県環境保全条例」に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。</p> <p><u>エ 臨海部における森づくり</u></p> <p>これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、「尼崎 21 世紀の森構想」のように、臨海部においてまとまった規模の緑を創出し、良好な景観の創出を図る。</p> <p>3 自然景観及び文化的景観の保全</p> <p><u>(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全</u></p> <p>瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財や郷土記念物等が、良好な状態で保全されるよう、「文化財保護法」や条例等に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進する。</p>	<p>○県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業により都市地域における緑地の創出を図る。</p> <p>○開発等によりやむを得ず緑が減少する場合、これを極力回復するよう努める。</p> <p>○「都市計画法」に基づく開発許可基準に即した公園緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導する。</p> <p>○「都市緑地法」による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。</p> <p>○「県環境保全条例」に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。</p> <p>○これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、「尼崎 21 世紀の森構想」のように、臨海部においてまとまった規模の緑を創出し、良好な景観の創出を図る。</p> <p><u>オ 史跡、名勝、天然記念物等の保全</u></p> <p>瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財や郷土記念物等が、良好な状態で保全されるよう、「文化財保護法」や条例等に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進する。</p>
<p>(2)海砂利の採取の抑制</p> <p>海砂利の採取については、これまで府県の条例等に基づき禁止等の運用が行われていることを踏まえ、原則として行わないものとする。</p> <p>なお、河口閉塞対策等を含め、地</p>	<p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出</p> <p>(4)海砂利の採取の禁止</p> <p>「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。</p>	<p>1 (3)底質環境等の改善等の改善等に記載</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>域の実情等によりやむを得ず海域の砂利採取を行う場合においては、採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査し、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。また、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとする。</p> <p>河口域における河川の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。</p> <p>なお、上流域も含め堆積した砂利については、例えば、砂浜や干潟の造成や、やせた砂浜や機能の低下した干潟の回復といった自然再生活動に活用したいというニーズがある場合などと、適切かつ効果的なマッチングが行われることが望ましい。</p>		
<p>(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮</p> <p>公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。</p> <p>また、埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置を講ずるものとする。特に、環境影響評価法（平成 9 年法</p>	<p>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出</p> <p><u>(5) 埋立てに関する環境保全に対する配慮</u></p> <p>ア 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化</p> <p>○埋立て<u>を回避する、あるいは</u>埋立て必要規模<u>を最小化するため</u>、沿岸域の最適な土地利用に努める。</p> <p>○廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るため、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。</p>	<p><u>(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮</u></p> <p>ア 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化</p> <p>○<u>事業計画にあたっては、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化となるように、沿岸域での最適な土地利用に努める。</u></p> <p>○<u>藻場・干潟等のある浅海域は、生物の多様性及び生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、自然浄化能力の回復、ブルーカーボン等において重要な場であることを考慮し、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化に努める。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>律第 81 号) 及び条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。</p> <p>その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>これらの検討に際しては特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>	<p>○廃棄物の埋立処分を行う際には、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画、埋立地の造成計画等によって行う。</p> <p>イ 不可避な埋立てにおける配慮</p> <p>○不可避な埋立てにおける配慮を検討する際には、特に藻場・干潟等のある浅海域が、一般に生物の多様性及び生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮する。</p> <p>ウ 環境影響評価の実施</p> <p>ア及びイの検討に当たっては、「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を実施し、事業の必要性、環境影響の回避、低減を検討する。</p> <p>なお、同法、同条例の対象とならない事業についても、これまで通り、同様の検討を行うよう努める。</p> <p>○「公有水面埋立法」に基づく埋立ての免許又は承認に当たって、「瀬戸内法」第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮する。</p> <p>○不可避の影響については、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。</p> <p>○代償措置の実施に当たっては、地域住民の意見が適切に反映されるよう努める。</p>	<p>○廃棄物を海面埋立処分する際には、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画、埋立地の造成計画等によって行う。</p> <p>イ 不可避な埋立てにおける配慮</p> <p>○「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を実施する場合には、事業の必要性、環境影響の回避、低減を検討し、適切な環境保全措置を確実に実施する。</p> <p>○「公有水面埋立法」に基づく埋立ての免許又は承認にあたって、「瀬戸内法」第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮する。</p> <p>○藻場・干潟等のある浅海域などの不可避な環境影響に対しては、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。</p> <p>○代償措置の実施にあたっては、学識者や地域住民の意見が適切に反映されるよう努める。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>(4) エコツーリズム等の推進 瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づきエコツーリズムを推進するものとする。この際、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域の生業やそれに取り組む人々の姿が印象的な漁村の風景、スナメリやカブトガニといった地域の保全活動等を象徴する生物など、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努めるものとする。 また、瀬戸内海の島々のネットワークや自然環境を活かした海上観光の取組を推進するものとする。 さらに、周辺環境を勘案しつつ、人工海浜や干潟の造成等の海と人とのふれあえる場を創出するよう努めるものとする。なお、この際、利用マナー等に係る普及啓発も重要である。</p>	<p>3 自然景観及び文化的景観の保全 <u>(5) ツーリズムの推進</u> ○<u>広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の情報発信</u>や瀬戸内海に特有な景観を活用した船舶による新しいツアー（クルーズツーリズム）の造成促進等、瀬戸内海の島々のネットワークや景観等の資源を活かした取組を推進する。 ○都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズムを推進する。 ○ツーリズムの推進に<u>当たっては</u>、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努める。 ○人と自然の関わりの場を作るため、産業の立地等により、人が海に近づきにくくなった場所においては、新たに自然が失われないよう配慮するとともに、周辺環境を勘案しつつ、例えれば水際線へのアクセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用、海中観察の場の提供など、人と海とがふれあえる場を創出するよう努める。</p>	<p><u>(4) エコツーリズム等の推進</u> ○<u>広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の情報発信</u>や瀬戸内海に特有な景観を活用した船舶による新しいツアー（クルーズツーリズム）の造成促進等、瀬戸内海の島々のネットワークや景観等の資源を活かした取組を推進する。 ○都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズムを推進する。 ○ツーリズムの推進に<u>あたっては</u>、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努める。 ○人と自然の関わりの場を作るため、産業の立地等により、人が海に近づきにくくなった場所においては、新たに自然が失われないよう配慮するとともに、周辺環境を勘案しつつ、例えれば水際線へのアクセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用、海中観察の場の提供など、人と海とがふれあえる場を創出するよう努める。 ○<u>漁村ならではの豊かな自然や地域資源の価値や魅力を活かした水産物の販売や漁業体験の受入など海業等の推進に努める。</u> ○<u>令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を国内外に発信し、多くの方々が体験できる取組を推進する。</u></p>
<p>(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 流域や生態系における健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るために、海域と陸域の連続性や土砂を含む物質移動の連続性に留意して、海域においては</p>	<p>2 水質の保全及び管理の推進 <u>(6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</u></p>	<p><u>(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</u> 家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物などの未利用バイオマスが地域の中で活用される地域資源の循環を促進するなど、森、川、里、海を配慮した、「地域循環共生圏」の構築を目指す。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>藻場・干潟等の沿岸域の環境の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水のかん養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。</p>	<p>○海域<u>については</u>、沿岸域の環境の保全及び自然浄化の回復に資する藻場・干潟の保全等のため、「<u>1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出</u>」の「(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出」に掲げる取組を実施する。</p> <p>○陸域では、水源の保全と涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進める。</p> <p>また、保安林の指定や森林病害虫被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。</p> <p>○農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復及び下水処理水の再利用等に努める。</p> <p>○施策の推進に<u>当たっては</u>、流域を単位とした、住民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努める。</p>	<p>○海域<u>では</u>、沿岸域の環境の保全、<u>及び</u>自然浄化の回復<u>に資する</u>、ブルーカーボン等に資する藻場・干潟等の保全、再生及び創出に向けた取組を進める。</p> <p>○陸域では、水源の保全と涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進める。</p> <p>また、保安林の指定や森林病害虫被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。</p> <p>○農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復及び下水処理水の再利用等に努める。</p> <p>○施策の推進に<u>あたっては</u>、流域を単位とした、住民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努める。</p>
<p>(6)島しょ部の環境の保全 島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組に努めるものとする。</p>		
<p>3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等 (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等は世界の多様な地域か</p>	<p>3 <u>自然景観及び文化的景観の保全</u> <u>(4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進</u></p> <p>○「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図る。</p>	<p>3 <u>海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等</u> <u>(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進</u></p> <p>○「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図る。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>ら発生しており世界全体の共通課題となっていることから、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて国際社会との連携・協力を推進することが重要である。</p> <p>内海である瀬戸内海における海洋プラスチックごみの大半は国内由来であることが判明しており、主要な発生源の一つである内陸地域を巻き込み、また、府県域を越え、官民その他関係者が広く連携し、瀬戸内海の海岸漂着物等の問題について、共通の価値観を共有し、協働して発生抑制対策を推進することで、広く国内外に先行的優良事例として発信していく機会を有している。</p> <p>こうしたことを頭に、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題の解決に当たっては、海岸漂着物等の除去の視点だけではなく、ポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散乱防止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することとする。</p> <p>海岸漂着物等については、海岸漂着物処理推進法及び同法に基づき策定した基本方針に基づき、府県における地域計画の策定、円滑な回収・処理、効果的な発生抑制対策を関係府県等と連携して促進する。また、漂流・海底ごみについては、同法附帯決議に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等に積極的に取り組むものとする。</p>	<p>○瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施に努める等、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における住民・事業者・行政が連携した廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施する。</p> <p>○住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。</p> <p>○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、<u>海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策を関係府県等と連携して促進する。</u></p> <p>○同法参議院環境委員会の附帯決議に基づき、<u>漂流・海底ごみの回収及び適正な処理に積極的に取り組む。</u></p> <p>5 基盤的な施策(1)環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 ○<u>近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについての調査を推進する。</u></p>	<p>○瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施に努める等、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における住民・事業者・行政が連携した廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施する。</p> <p>○住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。</p> <p>○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「<u>兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画（令和2年3月策定）</u>」に基づき、関係府県、市町、地域住民、事業者等、各主体が相互に連携・協力し、<u>海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物の円滑な回収・処理の推進及び発生抑制を推進する。</u></p> <p>○同法参議院環境委員会の附帯決議に基づき、<u>漂流・海底ごみの回収及び適正な処理に積極的に取り組む。</u></p> <p>○<u>近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについて、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理を行うとともに、河川や海域での実態調査等に取り組む。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>具体的には、以下3点を柱とする。</p> <p>(ア)海岸漂着物等の円滑な処理を一層推進するとともに、流域圏にある地方公共団体が民間団体等も含めて連携して一体となって海岸漂着物等の発生抑制対策に取り組み、その円滑な処理や発生抑制を施策の両輪として講ずること</p> <p>(イ)関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等、事業者、研究者、地域住民等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること</p> <p>(ウ)海洋プラスチックごみ対策の国際的側面を踏まえ、地球規模や東アジア・東南アジアなどの周辺国における多国間の枠組み、二国間協力や官民協力等を通じて瀬戸内海における取組を適切に情報発信するとともに、そこで得られた国際的な知見・経験等を国内の取組に適切に反映すること</p>		
<p>(2)プラスチックごみ対策の推進</p> <p>廃プラスチック等の漂流・漂着・海底ごみについては、プラスチックごみの量や種類等の実態把握や、使用や廃棄段階における適切な管理等を通じたマイクロプラスチックも含めた海洋への流出防止の対策のほか、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）に掲げる「3R+Renewable」の基本原則に沿った</p>		<p>(2)プラスチックごみ対策の推進</p> <p>「<u>プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）</u>」に掲げる「3R+Renewable」の基本原則に沿った取組を進めるとともに、「<u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律</u>」に基づき、県、市町、事業者が相互に連携・協力し、<u>プラスチック廃棄物の排出抑制や自主回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された生分解性プラスチック等代替素材への転換を促進する。</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>取組を進めるとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック廃棄物の排出抑制や回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された代替素材への転換を促進するための措置を講じ、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を着実に進めていく。</p>		
<p>(3)循環経済への移行 大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を中長期的に進めていく必要性が高まっている。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨を踏まえつつ、事業者・民間団体等が地方公共団体とも連携し、創意工夫のもとでワンウェイ・プラスチック製品や地産地消を通じた容器包装材の使用削減を含むプラスチックごみの発生抑制や、回収したプラスチックごみのリサイクルやアップサイクルなどを通じ、地域における循環経済への移行を推進するとともに、資源投入量の抑制・再生資源の活用を通じて、事業活動の持続可能性を高めるとともに、企業の中長期的な競争力の源泉としていく。 また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の最小化を図るもの</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p>(2)廃棄物の処理施設の整備等 廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切な整備及び確保を図る。 ○廃棄物処理施設整備事業により、一般廃棄物処理施設の整備を促進する。 ○産業廃棄物について、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図る。 ○廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るために、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。</p>	<p>(3)循環経済への移行 <u>「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえつつ、事業者・民間団体や地方公共団体等が連携し、創意工夫のもとでワンウェイ・プラスチック製品や地産地消を通じた容器包装材の使用削減を含むプラスチックごみの発生抑制、回収したプラスチックごみのリサイクル、アップサイクルなどを通じ、地域における循環経済への移行を推進する。</u> <u>○プラスチックごみ削減を目的とした「プラスチックごみゼロアクション」の取組を推進する。</u></p> <p>○廃棄物の処理施設及び最終処分場は、<u>プラスチックごみを含む</u>廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切な整備及び確保を図る。 ○廃棄物処理施設整備事業により、一般廃棄物処理施設の整備を促進する。 ○産業廃棄物について、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図る。 ○廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るために、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>とする。また、廃棄物の海面埋立処分に際しては、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するとともに、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。</p>		
<p>4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進 (1)監視測定の充実、調査研究等の推進 水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の実施及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の運用等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び常時監視を含む環境モニタリングの体制の維持・拡充に努めるとともに、引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。 国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、海象等の基礎的研究、瀬戸内海の特性に対応した水環境管理手法に関する調査検討、地域における海域利用の実情に応じて、より効率的な排水処理技術の開発、環境影響評価手法の向上に関する調査研究、生物多様性・生物生産性の確保に主眼を置いた水質管理及び底質改善に関する調査研究等を推進する。</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p>(1)環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等</p> <p>○国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、以下の調査・研究等を推進する。 ①瀬戸内海環境情報基本調査等の基礎的研究 ②赤潮・青潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上 ③生物の多様性及び生産性の確保の観点からの水質管理及び底質改善に関する調査・研究 ④地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調査・研究</p> <p>○瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究を推進する。 ○海域の窒素、燐濃度レベルを管理するための新たな手法等に関する技術開発を促進する。 ○指定地域内事業場による栄養塩管理運転についての調査・検討を行う。 ○適正な栄養塩管理の取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</p>	<p>4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進</p> <p>(1)監視測定の充実、調査研究等の推進</p> <p>ア 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等</p> <p>○国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、以下の調査・研究等を推進する。 ①瀬戸内海環境情報基本調査等の基礎的研究 ②赤潮・青潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの発生予測、被害軽減等防除の技術の向上 ③生物の多様性及び生産性の確保の観点からの栄養塩類水質管理及び底質改善に関する調査・研究 ④ノリ養殖過程におけるCO₂吸収・固定のメカニズムや算定方法の調査・研究</p> <p>4 (3)栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価に同様の内容を記載</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>引き続き、赤潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力減らすものとする。さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースの整備等を進め、オープンデータ化も含めた情報の共有化や、情報の収集・活用の効率化に努めるものとする。</p> <p>また、今般の改正法により、法の基本理念に気候変動の影響に係る観点を追加したことも踏まえ、地球規模の気候変動による水温の上昇、降雨の強度や期間の変化（これに伴う淡水流入量、陸域負荷量等の変化を含む）、海面の上昇等がもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等を強く推進するものとする。その際、海洋の酸性化による生態系への影響も懸念されていることに留意するものとする。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく気候変動適応広域協議会との連携を通じて関係者間の協力体制の構築に努めるとともに、地域気候変動適応計画への関連施策の組込み等により、地域の状況に応じた適応策を推進するものとする。</p>	<p>○水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、兵庫県環境研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての研究開発を行う。</p> <p>○浅場の造成等に浚渫土砂やリサイクル材等を用いた<u>土地改良材</u>等を利用する際には、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行う。</p> <p>○海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境の保全の一層の推進を図る。</p> <p>5 基盤的な施策</p> <p>(1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等</p> <p>④ 地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調査・研究</p>	<p>○水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、兵庫県環境研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての研究開発を行う。</p> <p>○浅場の造成等に浚渫土砂やリサイクル材等を用いた<u>海底地盤改良材</u>等を利用する際には、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行う。</p> <p>〔 5 (5) 国内外の閉鎖性海域との連携 に記載 〕</p> <p>イ 気候変動の影響と適応策の取組</p> <p>「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、温室効果ガス排出削減対策を基本としながら適応策の取組を一体的に推進する。</p> <p>○温室効果ガスの削減のため、ブルーカーボン增加に向けた藻場、干潟等の再生・創出や、CO₂吸収源であるグリーンカーボンとしての森林等の整備、カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進等の取組を推進する。</p> <p>○県産農林水産物の県内消費を促進することにより、農林水産物の振興を図るとともに、輸送に伴う温室効果ガスの排出（フードマイラー）抑制を図る。</p> <p>○地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調査・研究を推進する。</p> <p>○海域、河川、湖沼の水質測定調査を実施し、気候変動による水質や生物への影響を把握するため必要なデータの収集・蓄積を推進する。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
(2)技術開発の促進等 瀬戸内海の環境を保全し回復させる観点から、生態系の構造や各種機能の評価、景観等の評価手法と指標の開発、生態系等の効果的な環境モニタリング手法、生態系への化学物質の影響等に関する調査研究並びに生物の生息環境に係る視点も含めた水質・底質保全、藻場及び干潟の造成、廃棄物等の再利用等に関する技術開発や技術の適切な普及等を促進するものとする。		<p>(2)技術開発の促進等 <u>○海水温上昇に対する水産物等における高温耐性品種等の技術開発を推進する。</u></p> <p><u>○家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物など、地域に存在するバイオマスをたい肥や飼料などの製品やエネルギーとして活用できる技術開発を促進する。</u></p> <p><u>○生産・製造過程等での脱炭素の取組をCO₂排出量として見える化し、商品の魅力に繋げる取組を示すカーボンフットプリントの取組を推進する。</u></p>
(3)栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価 海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点にも留意し、順応的な栄養塩類の管理等に当たっては、今後も更なる調査・研究を継続するとともに、常に最新の科学的知見に基づき、その効果・影響を適切に評価するものとする。	<p><u>5 基盤的な施策</u></p> <p><u>(1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等</u></p> <p>○海域の窒素、燐濃度レベルを管理するための新たな手法等に関する技術開発を促進する。 ○指定地域内事業場による栄養塩管理運転についての調査・検討を行う。 ○適正な栄養塩管理の取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。</p> <p>○瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究を推進する。</p>	<p>(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価</p> <p>○「兵庫県栄養塩類管理計画」では、事前評価において、一部の海域で全窒素濃度が水質の目標値に達成しないことから、その他の栄養塩類供給方策に関する調査・研究を進め、最新の科学的知見に基づく評価を踏まえた上で本格的な実施に向けて検討する。</p> <p>○「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく水質の状況については、水質や生物などのモニタリング手法や水産資源への影響など最新の科学的知見を踏まえ、調査、予測、評価を行う。</p> <p>○指定地域内事業場による栄養塩管理運転についての調査・検討を行う。</p> <p>○瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究を推進する。</p>
5 基盤的施策の着実な実施 (1)環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等 法の対象は、瀬戸内海沿岸地域	<p><u>5 基盤的な施策</u></p> <p><u>(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進</u></p> <p>○環境保全施策の推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p><u>(1)「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民参加の推進</u></p> <p>○多様な主体の連携のもと、SDGsの達成にも貢</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>のみならず、内陸地域も含む 13 府県が関係する広範な地域となっていることから、瀬戸内海における環境保全施策の推進に当たっては、この枠組みも活用し、一層の広域的な連携強化や普及啓発を図ることが有効である。また、その実効を期するため、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う市民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における「きれいで豊かな海の実現」という目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。さらに、汚濁負荷や廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水をはじめとする從来からの陸域負荷のコントロールによる富栄養化対策だけでなく、プラスチックを含む廃棄物対策等についても、内陸地域を含めた総合的な対策に取り</p>	<p>者、住民及び民間団体との参画と協働により進める。</p> <p>○住民に対して、<u>インターネット等</u>各種の広報手段、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等により、瀬戸内海の環境の保全について<u>の啓発活動を実施する。</u></p> <p>○<u>水産資源の管理措置について、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、水産資源の管理における遊漁者の役割についての広報に努める。</u></p> <p>○藻場・干潟等の保全、かいぼり、海岸ごみの一斉清掃等への<u>住民や学生</u>の参加を促し、瀬戸内海の環境の保全への地域の理解を深める。</p> <p>○<u>不法投棄の防止や台所排水への生ごみ混入防止等の運動推進に努める。</u></p> <p>○公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会及び公益財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努める。</p>	<p><u>献する「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けた県民参加の運動を推進する。</u></p> <p>○住民に対して、<u>インターネット等</u>各種の広報手段、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等により、瀬戸内海の環境の保全について、<u>県民の理解を深める取組やの啓発活動を実施する。</u></p> <p>○<u>水産資源の管理措置について、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、水産資源の管理における遊漁者の役割についての広報に努める。</u></p> <p>○藻場・干潟等の保全、かいぼり、海岸ごみの一斉清掃等への<u>住民や学生県民</u>の参加を促し、瀬戸内海の環境の保全への地域の理解を深める。</p> <p>○<u>不法投棄の防止や台所排水への生ごみ混入防止等の運動推進廃棄物の適正処理を促し、排出事業者責任の徹底に努める。</u></p> <p>○公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会及び公益財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努める。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>組むこととする。</p> <p>また、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図り、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。</p> <p>このため、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たって、必要に応じて地域協議会をつくるなど、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。</p> <p>とりわけ、湾・灘協議会については、その設置が令和3年3月時点ではまだ5県7協議会にとどまっていることも踏まえ、設置に向けた取組を更に強化するものとする。また設置後も、地域の様々な課題について各主体が連携・協働して対応する上で、当該枠組みが活用されるよう努めるものとする（双方向のコミュニケーションの重要性に留意）。</p>		
<p>(2)情報提供、広報の充実</p> <p>住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるととも</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p><u>(4)情報提供、広報の充実</u></p> <p>○「せとうちネット」、「大阪湾環境データベース」等のホームページや「瀬戸内海の環境保全資料集」等を通じて瀬戸内海の現状等について情報提供を行う。</p> <p>○インターネット等各種の広報手段を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物</p>	<p><u>(2)情報提供、広報の充実</u></p> <p>○「せとうちネット」、「大阪湾環境データベース」「ひょうごの環境」や「公益社団法人瀬戸内海環境保全協会」等のホームページや「瀬戸内海の環境保全資料集」等を通じて瀬戸内海の現状等について情報提供を行う。</p> <p>○インターネット等各種の広報手段を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>に、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。</p> <p>その際、瀬戸内海は、元来有している美しい自然と人の営みが古くから共生してきた、まさに「里海」らしい場所であったという原点、また、その風景は万葉集にうたわれるなど、優れた風景地として古くから人々に愛されてきたこと、近現代においても、昭和9年に、我が国最初の国立公園の一つとして、備讃瀬戸を中心とする地域が瀬戸内海国立公園として指定されたこと等を踏まえることとする。なお、瀬戸内海は、大小様々な島が作り出す多島海景観、白砂青松と称される海岸線といった自然景観、人々の生活や歴史、風土が織りなす漁村景観や農業景観、厳島神社をはじめとする歴史的な文化財や街並みなどを含む多様な文化的景観が、国内外から高く評価されており、これを生かした取組が求められる。</p>	<p>の排出抑制への取組等の広報に努める。</p>	<p>の排出抑制への取組等の広報に努める。</p>
<p>(3)環境教育・環境学習の推進 瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあ</p>	<p>5 基盤的な施策 <u>(6)環境学習・環境教育の推進</u> ○「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、<u>発達の段階に応じた自然体験活動や、地域において家族、若い世代とシニア世代がともに学ぶなど、あらゆる主体による環境学習・環境教育を推進する。</u></p> <p>○瀬戸内海の環境の保全に対する理解を深め、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域</p>	<p>(3)環境教育・環境学習の推進 <u>○「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、<u>様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られるような取組を推進する。</u></u></p> <p>○瀬戸内海の環境の保全に対する理解を深め、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>いを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるとともに、必要に応じ、子どもたちの体験活動の再構築を図るものとする。</p> <p>また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習が、保護施策への理解を深め、環境教育・環境学習の観点からも効果が期待されることにもかんがみ、多様な自然体験活動を一層充実させるとともに、機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。なお、平成29・30年に公示された学習指導要領において、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることができるようになることが求められており、学校における環境教育については、社会科、理科、技術・家庭科を始め様々な教科等を通じて横断的に取り組むこととされている。</p>	<p>の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用した環境学習・環境教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習・環境教育の推進に<u>当たっては</u>、国、地方公共団体、事業者、民間団体との連携を図る。 ○環境学習・環境教育の拠点施設<u>となるひょうご環境体験館を適切に運営する。</u> <p>○海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、瀬戸内海の環境の保全についての理解促進のためのプログラム等の整備等に努める。</p> <p>○国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を活かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努める。</p> <p>○小学<u>3年生</u>を対象とした環境体験事業や<u>小学5年生を対象とした自然学校推進事業等</u>の環境学習・環境教育の推進を図る。</p>	<p>の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用した環境学習・環境教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習・環境教育の推進に<u>あたっては</u>、国、地方公共団体、事業者、民間団体との連携を図る。 ○環境学習・環境教育の拠点施設<u>としてひょうご環境体験館を活用する。</u> <p>○海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、瀬戸内海の環境の保全についての理解促進のためのプログラム等の整備等に努める。</p> <p>○国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努める。</p> <p>○小学<u>3年生</u>を対象とした環境体験事業や<u>小学5年生を対象とした自然学校推進事業等</u>の環境学習・環境教育の推進を図る。</p>
<p>5 基盤的施策の着実な実施</p> <p>(1) 環境保全思想の普及、<u>広域的な連携の強化等</u></p> <p>法の対象は、瀬戸内海沿岸地域のみならず、内陸地域も含む13府県が関係する広範な地域となっていることから、瀬戸内海における環境保全施策の推進に当たっては、この枠組みも活用し、一層の広域的な連携強化や普及啓発を図ることが有効である。</p> <p>また、その実効を期すため、多</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p>(3) <u>広域的な連携の強化等</u></p> <p>○瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体間の連携を図る。</p> <p>○播磨灘及び紀伊水道について、多様な主体が参画する湾灘協議会を<u>設置</u>し、湾・灘ごとの環境の状況及び施策の進捗状況を継続して把握し、施策を推進する。</p> <p>○大阪湾環境保全協議会を通じて大阪府、和歌山県等と地域間、流域間の連携を行い、水質保</p>	<p>(4) <u>広域的な連携の強化等</u></p> <p>○<u>栄養塩類管理や海洋プラスチックごみ問題、気候変動等、瀬戸内海全体で取り組むべき課題に対応するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等により、地方公共団体間の連携を図る。</u></p> <p>○播磨灘及び紀伊水道について、多様な主体が参画する湾灘協議会を<u>活用</u>し、湾・灘ごとの環境の状況及び施策の進捗状況等を継続して把握し、施策を推進する。</p> <p>○<u>大阪湾について、関係機関と環境の状況及び施策の進捗状況等を把握できるような場の創</u></p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>様な環境施策の計画・実施等を行なう行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、企業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う市民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における「きれいで豊かな海の実現」という目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。さらに、汚濁負荷や廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水をはじめとする従来からの陸域負荷のコントロールによる富栄養化対策だけでなく、プラスチックを含む廃棄物対策等についても、内陸地域を含めた総合的な対策に取り組むこととする。</p> <p>また、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図り、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実</p>	<p><u>全・管理対策の強化を図る。</u></p> <p>○大阪湾再生推進会議が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を推進する。</p>	<p><u>出に努める。</u></p> <p>○大阪湾再生推進会議が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を推進する。</p>

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
<p>施においても連携の強化に努めるものとする。</p> <p>このため、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たって、必要に応じて地域協議会をつくるなど、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。</p> <p>とりわけ、湾・灘協議会については、その設置が令和3年3月時点ではまだ5県7協議会にとどまっていることも踏まえ、設置に向けた取組を更に強化するものとする。また設置後も、地域の様々な課題について各主体が連携・協働して対応する上で、当該枠組みが活用されるよう努めるものとする（双方のコミュニケーションの重要性に留意）。</p>		
<p>(4)国内外の閉鎖性海域との連携</p> <p>国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、国内外における取組に積極的に貢献するため、閉鎖性海域に関する国際会議等の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。</p>	<p>5 基盤的な施策</p> <p><u>(4)情報提供、広報の充実</u></p> <p>○公益財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全会議等国際会議の開催<u>や</u>支援を行うとともに、会議への積極的な参加、人的交流、情報の発信・交換等に努める。</p>	<p><u>(5)国内外の閉鎖性海域との連携</u></p> <p>○公益財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全会議等国際会議の開催<u>や</u>支援を行うとともに、会議への積極的な参加、人的交流、情報の発信・交換等に努める。</p> <p><u>○行政、研究者、事業者、教育機関等と連携し、国際的かつ学際的な交流や調査研究を推進する。</u></p>
<p>(5)国の援助措置</p> <p>国は、この計画に基づき地方公共団体等が実施する事業について、その円滑かつ着実な遂行を確保するため必要な援助措置を</p>		

【新】国基本計画（R4.2）	【現行】兵庫県計画（H28.10）	【変更】兵庫県計画（変更案）
講ずるよう努めるものとする。		
<p>第4 計画の点検 この計画の点検の際には、水質及び底質の状態を示す項目、水温等のほか、次の指標等を当該地域の状況の把握に活用するものとする。また、第3の5に記載された基盤的な施策をはじめ、数値化しにくい要素を含む取組や他地域へのモデルになるような先駆的な取組もあることから、具体的な事業や取組事例の把握や、そのアウトカムまでも含めたベストプラクティスの共有も重要である。</p> <p>※ 第3の構成に沿って4つに分類。ただし、各分野は相互に関係し合っており、各掲載項目も、複数の分野に関わるものも多く、特定分野のみの指標を意味するものではない。</p> <p>※ 特に気候変動に係る項目については、直接的な指標は少ないものの複数の項目を重ね合わせて分析・検討することで、その変化をより適切に把握することが可能となる。</p> <p>※ 法第4条第2項も踏まえ、関係府県における府県計画の策定、点検等においては、地域の関係者で構成される湾・灘協議会等を設置し、これを活用することが望ましい。</p>	<p>第4 計画の推進 1 計画の進行管理 本計画の目標の実現に向け、第3に掲げる施策を着実かつ効果的に進めるためには、国、県、市町、地域団体や漁業者等関係者など各主体との連携により取り組むことが重要である。 これら取組の推進及び進捗管理はPDCAサイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会や湾灘協議会の意見を聴き、持続的改善を図る。 また、県は、関係部局等で構成する兵庫県環境適合型社会形成推進会議瀬戸内海環境保全部会で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、部局横断的に取組む。</p> <p>2 計画の点検 本計画では、以下の指標や各種事業の実施結果を用いて取組の状況を把握するとともに、定期的に取組状況を点検する。</p>	<p>第4 計画の推進 1 計画の進行管理 本計画の目標の実現に向け、第3に掲げる施策を着実かつ効果的に進めるためには、国、県、市町、地域団体や漁業者等関係者など各主体との連携により取り組む。 これら取組の推進及び進捗管理はPDCAサイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会や湾灘協議会の意見を聴き、持続的改善を図る。 また、県は、関係部局等で構成する兵庫県環境適合型社会形成推進会議瀬戸内海環境保全部会で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、部局横断的に取組む。</p> <p>2 計画の点検 本計画では、以下の指標や各種事業の実施結果を用いて取組の状況を把握するとともに、定期的に取組状況を点検する。<指標省略></p>